

■ 火葬料、式場料及び通夜室料

区 分		単 位	市内居住者の場合	市内居住者以外の場合
火 葬 者	13歳以上	1体	9,000円	51,000円
	13歳以上 (扶助者)	1体	4,500円	
	13歳未満	1体	5,000円	30,000円
	13歳未満 (扶助者)	1体	2,500円	
	解剖体	1体	4,500円	25,500円
改葬骨	1棺	2,000円	11,000円	
料	死産児	1胎	800円	4,000円
	死産児 (扶助者)	1胎	400円	
	産汚物及び 人体の一部	1包	200円	900円
式 場 料	1回3時間以内		1,800円 〔3時間を越える使用時間 については、1時間(1時間 未満の端数は、1時間とす る。)増すごとに600円加 算〕	10,000円 〔3時間を越える使用時間 については、1時間(1時間 未満の端数は、1時間とす る。)増すごとに3,000円 加算〕
通 夜 室 料	1回24時間以内		12,000円 〔24時間を越える使用時 間については、1時間(1時 間未満の端数は、1時間と する。)増すごとに600円 加算〕	50,000円 〔24時間を越える使用時 間については、1時間(1時 間未満の端数は、1時間と する。)増すごとに2,500 円加算〕

※ この表において、「市内居住者の場合」とは、死亡者の住所又は使用許可を受けようとする者の住所のいずれかが鹿児島市にある場合をいう。

(注)

- ① 死亡者以外の火葬(改葬骨・死産児・産汚物及び人体の一部)については、使用許可を受けようとする者(申請者)の住所になります。
- ② 扶助者については、市福祉事務所の証明書が必要です。
- ③ 解剖体については、市が承認した市内の医療研究機関の証明書が必要です。
- ④ 「式場使用料」「通夜室使用料」は、お部屋の使用料です。北部斎場の式場(通夜室兼用)は1室です。

※南部斎場に式場はありません。